

住んでよく、訪れてよく
働き甲斐のあるまちづくり

令和5年度 日の出町観光まちづくり支援事業 補助金申請要項

日の出町内で、**観光をテーマとした継続的な
事業**を始めたい皆さんを、**日の出町と日の出町
観光協会**が**支援**いたします！



日の出町 ひのでちゃん

補助対象期間

令和5年 4月 1日 ~ 令和6年 3月31日

事業案募集期間

令和5年 4月 1日 ~ 令和5年 5月12日

事業案の提出先

日の出町観光協会

令和5年度 日の出町観光まちづくり支援事業補助金

○事業の概要

当補助金は、平成22年度に策定された「日の出町観光振興計画」に基づいて、観光まちづくりに寄与する事業を日の出町観光協会と一緒に実施することを支援するものです。

観光振興におけるねらいは、行政、町民、企業、団体等が一体となって「住んでよく、訪れてよく、働き甲斐のあるまちづくり」に向けて前進することにあります。そのためには、観光協会を中心に町民や観光交流事業を実施する団体等が主体となって観光振興によるまちづくりに取り組んでいただく必要があります。

そこで、日の出町では日の出町観光協会と一緒に日の出町内で実施される「観光まちづくり事業」に対し、事業を自立的、継続的に運営するための初期費用などを補助金として支援します。

日の出町内で実施したい観光交流事業等のアイデアをお持ちの団体等は、日の出町観光協会に事業案の提案をしてください。観光協会が、提案者を中心に事業を実施・運営する実行委員会を組織し、町に対して補助金の交付申請を行います。事業を提案した団体等は、実行委員会として事業の実施・運営を行い、事業の自立と継続を目指してください。

○事業の申請と実施の流れ

- ① 観光まちづくり事業を実施したい団体等が、**事業案を日の出町観光協会に提案**します。
- ② 観光協会が、**事業提案をした団体を中心にした実行委員会を組織**します。
- ③ 実行委員会が、**補助金交付申請に必要な事業概要書、事業計画書等の資料**を作成します。
- ④ 観光協会が、**補助金交付申請書**を作成し、町に交付申請をします。
- ⑤ 町が、**観光協会に対し補助金を交付**します。
- ⑥ 観光協会と実行委員会が、**事業毎に経費の収支簿**を作成します。
- ⑦ **実行委員会が、事業運営の主体となり、事業を実施**します。
- ⑧ 実行委員会が、**実績報告に必要な事業の内容報告書、収支報告書、自己評価書等の資料**を作成します。
- ⑨ 観光協会が、**実績報告書**を作成し、町に報告をします。
- ⑩ 町が、**観光協会に対して補助金の確定**をします。

○事業の提案者

日の出町観光協会と連携をして活動できるグループ、団体等
観光まちづくりに資する事業を実施するグループ、団体等
※町内在住在勤以外及び観光協会会員以外でも提案は可能です。

○事業の申請者

日の出町観光協会

○実施の主体

事業の提案者を中心に観光協会が組織した実行委員会

○補助金の額

事業に係る経費の内、観光まちづくり事業審査委員会が補助対象と認める経費の10分の10を補助します。

- ① 1事業あたりの限度額は50万円で、千円単位での申請となります。
- ② 予算の範囲内で各事業に分配するため、申請額を満額支給できない場合もあります。
- ③ 観光まちづくり支援事業以外の補助金を受けている場合（交付予定も含む）は、補助対象経費から他の補助金額を差引いた額の内、50万円を超えない額が限度額となります。

○補助金の対象期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで期間に実施される事業が対象で、1年限りの補助となります。

当補助金は、事業の自立的運営を支援するもので、事業の運営を継続的に補助するものではありません。原則として1つの事業に対し1年限りの補助とし、既に補助金を受給したことがある事業は申請することができません。

ただし、「安定して自立的な運営をするために必要と認められる場合」など、審査の結果を受け、町長が必要と認めた場合に限り、連続した3年間を限度に補助金の交付を受けることができます。

○応募の方法

事業の実施をお考えの団体等は、観光協会に事業概要・計画・予算等の事業案を提案してください。観光協会が提案者を中心に実行委員会を組織し、町に対して「観光まちづくり支援事業補助金」の申請をします。

申請に必要な添付書類(②～⑤)は実行委員会(事業提案者)が作成してください。

- ① 日の出町観光まちづくり支援事業補助金交付申請書(様式第3号) ※観光協会が作成
- ② 日の出町観光まちづくり事業概要書(様式第4号)
- ③ 実行委員会の構成を明らかにする書類
- ④ 日の出町観光まちづくり事業計画書(様式第5号)
- ⑤ その他必要な書類(資金収支の算出根拠となる書類、事業内容を説明補足する書類等)

○目標項目の設定

観光まちづくり事業計画書(様式第5号)に記載する目標項目は、達成状況が一目でわかるよう、具体的な数値目標を設定してください。

例) 売上金額、参加人数、来客数、運営者人数(周囲を巻き込んでいるかの指標として)、ホームページアクセス数、アンケートの実施回数、配布物がある場合はその配布枚数など

○見積書または計算書の添付

補助金の対象となる下記の経費について、算出根拠となる見積書または計算書を提出してください。

事業の実現性を審査するために経費の算出根拠を明示していただきます。見積書等の添付が困難な場合は、経費の算出根拠(想定している単価、数量等)をできるだけ詳しく提示してください。見積書の提出が不要な経費についても、算出根拠はできるだけ詳しく示してください。

必ず見積書が必要な経費	外部委託による広告宣伝費及び印刷製本費 1件で事業費の30%を超える経費
算出根拠の提示が必要な経費	原材料費、物品購入費、使用料・賃借料、謝金 外部委託を行わない広告宣伝費及び印刷製本費
見積書等が省略可能な経費	消耗品費、通信費

○事業提案の締切り

令和5年5月12日(金) 午後4時(日の出町観光協会必着)

○補助金交付の採択方法と審査基準

「観光まちづくり事業審査委員会」により公開審査を行い、次の評価基準に基づいて審査します。

- ① 創造性 観光交流によるまちづくり事業にふさわしく、創意工夫のある企画かどうか
- ② 実現性 企画提案書の事業目的や事業内容、経費の算出根拠等がしっかり説明できるものとなっており、分かりやすく、経費的・体制的にも実現しやすいものであるかどうか
- ③ 地域性 本町特有の地域特性を十分にもち、しかも、本町に伝統的に培われた知恵や技術、さらに町民連帯を生かした事業であるかどうか
- ④ 将来性 将来的に事業の発展性が見込まれ、観光交流によるまちづくりの増進に役立つかどうか
- ⑤ 妥当性 日の出町観光振興計画が設定した基本コンセプトに合致した事業であり、日の出町観光協会との十分な連携が取れているかどうか

○補助金の交付

交付決定をした事業について、観光協会に**交付決定額の全額を概算払で交付**します。

観光協会が、事業毎に収支簿を作成し、実行委員会と共に事業にかかる経費の管理を行います。

事業終了後、実績額が交付決定額に満たなかった場合は、その差額を精算金として返却していただきます。

○事業の実績報告

事業の実施後、観光協会がその成果をまとめた**実績報告**を町に提出します。**実績報告に必要な添付書類は実行委員会（事業提案者）が作成**してください。

- ① 日の出町観光まちづくり支援事業補助金実績報告書（様式第12号） ※観光協会が作成
- ② **日の出町観光まちづくり事業内容報告書**（様式第13号）
- ③ **日の出町観光まちづくり事業収支報告書**（様式第14号）
- ④ **日の出町観光まちづくり事業実績自己評価書**（様式第15号）
- ⑤ **その他必要な書類（事業成果を説明補足する書類等）**

◆お問合せ◆

一般社団法人日の出町観光協会

電話：042-588-5883

所在地：日の出町大久野17番地2（ふれあい農産物直売所隣）

開館：午前10時～午後4時（水曜日定休）

日の出町産業観光課 商工観光係

電話：042-588-4101

メール：sangyou@town.hinode.tokyo.jp